平成２３年（フ）第４４９３号
大阪府枚方市牧野北町９番25―107号
債務者　藤田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５３９号
大阪府豊中市本町６丁目１番14―205号
債務者　藤川　拓人
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６１６号
大阪府高槻市塚原５丁目６番21―446号
債務者　川上　正治
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９７号
大阪市都島区都島南通２丁目６番16号　アベニール京橋607号
債務者　松本　和裕
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７０８号
大阪府豊中市東寺内町12番18―604号
債務者　西　　賢一
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７９８号
大阪市平野区西脇１丁目12番２号
債務者　葉坂　　博
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８２３号
大阪府高槻市西五百住町14番６―303号
債務者　冨永　隆夫
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８２５号
大阪市東住吉区桑津４丁目13番11号エクリーズ桑津　602号、前住所大阪市東住吉区中野２丁目５番34―107号
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８４１号
大阪府池田市石橋３丁目５番17号　15号
債務者　森田　成美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８５８号
大阪府箕面市白島２丁目19番23号
債務者　久保　恭子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７７号
大阪市淀川区十三東１丁目１番９号　サルーテＳＫ306号
債務者　猪原　房子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８９７号
大阪府枚方市宮之下町１番25―202号
債務者　木下幸一郎
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９１１号
大阪市西淀川区柏里２丁目６番27号　シャンクレール塚本309号室
債務者　馬醫多加江
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９１５号
大阪府枚方市招提元町４丁目20番19号、前住所大阪府枚方市長尾家具町１丁目10番地の15
債務者　杉本　好史
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９２２号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―309号
債務者　柳川　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９２３号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―309号
債務者　柳川　正夫
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９４１号
大阪市生野区巽北４丁目12番39号ジョイフリー富士302
債務者　小林　治男
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部